

中野区教育委員会会議録 平成25年第3回臨時会

○開会日 平成25年9月19日(木)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時00分

○閉 会 午後 7時25分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員

中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
------------	---------

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委 員

高 木 明 郎

○傍聴者数            0人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第21号議案 中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る契約金額の変更における意見について

中野区 教育委員会  
第3回臨時会  
(平成25年9月19日)

午後 7 時 0 0 分開会

大島委員長

こんばんは。教育委員会第 3 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、小林委員が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

< 議決案件 >

大島委員長

日程第 1、第 21 号議案「中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る契約金額の変更における意見について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは私のほうから、第 21 号議案について説明いたします。

まず、提案理由でございますけれども、中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る契約金額の変更につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づきまして、区長から意見を求められておりますので、ご審議していただくというものでございます。

それでは、別紙をごらんになっていただけますでしょうか。中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る契約金額の変更についてというところです。

1 番の契約変更の経緯でございますけれども、区では、国、都から要請があった平成 25 年度公共工事設計労務単価につきまして、国、都に準じて早期適用するとともに、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行った工事につきまして、新労務単価に契約変更を行える特例措置を実施することといたしております。

中野中学校建設工事に関しては、昨年度既に契約締結してございますけれども、今回の区の措置との均衡を図るため、また契約約款に基づく契約金額の変更請求に伴いまして、新労務単価を適用し契約金額を変更するというところでございます。

2 番の契約金額の変更でございますけれども、当初契約金額から変更後契約金額を引いた差し引き額 9,088 万 8,000 円を追加払いする必要があるということでございます。

3 番目の議案の議決でございますけれども、この不足となる金額につきまして、区議会

で補正予算が既に議決されておりますので、変更契約の議案を区議会に提出し議決を得るというところでございます。

それでは、議案のほうを見ていただいて、2ページ目でございますけれども、平成24年6月19日に議決されております第51号議案中野中学校新校舎建設工事請負契約に係る契約金額を下記のとおり変更するということでございます。

変更前の金額が23億6,310万2,000円、変更後の金額が24億5,399万円でございます。

簡単でございますけれども、説明は以上のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

大島委員長

それでは、ただいまの議案につきまして、質問、ご発言ございましたらお願いします。

高木委員

この議案について、反対というわけではないのですが、民間の感覚で言うと、既に契約しているものについてさかのぼって単価を上げてあげることが、すごく善意的と言いますか紳士的と言いますか、そういうものなのですかねという、ざっくりばらんな質問と。

あと、資料の1の契約変更の経緯の、二つ目の中黒の最後のところです。契約約款に基づく契約金額の変更請求に伴いというものは、これは例えば施工側が区に対して変更請求をできるというような約款なのではないかという質問です。変更請求というものは、誰が誰に対しての変更請求なのかということをご説明いただきたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

契約約款では、国内の賃金水準に変動があった場合に、契約の相手方からこちらに対して、契約金額の変更請求ができるというところでございます。

それで、相手方から請求があれば応じるというところなのですけれども、今回相手方から請求があったので、そこの約款に基づいて契約金額の変更を行うというところでございます。

大島委員長

では、委員長からもう一度質問を確認します。

高木委員がおっしゃった、2番目の質問に対する答えは今いただいたのですが、初めのほうの、民間の契約についての感覚からすると、こういうふうに後からさかのぼって変えるというのはどうなのだろうかという質問なのですが、その点いかがでしょう。

大島委員長

暫時休憩します。

午後 7 時 8 分休憩

午後 7 時 18 分再開

大島委員長

では、再開します。

先ほどの高木委員からのご質問で、2番目については答えていただいたのですが、1番目の質問、つまりこういう約款に基づく契約金額の変更ということは、民間で言うと、そんなにあるのかなという質問について、お答えをお願いします。

それと、関連してなのですが、この単価を変えるという特例措置が、もう既に工事が終わった分もあると思うのですが、過去に工事が終わった分についてもさかのぼって単価を上げて計算して差額を払うというようなこともするのか、あるいはこれから行う工事についてのみ単価を変えるのか、その辺についてもあわせて答えていただきたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

まずは、契約約款第24条に基づいて、相手方から賃金水準が変わった場合には請求できるという規定について読ませていただきます。第24条第1項、「甲または乙は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる」となっております。

それで、中野中学校の場合は、また、この契約約款の内容的な判断を、区の新労務単価の適用に関して、国から通知がきているわけですが、それに基づいて判断しているのです。国のほうですけれども、国が定める平成25年度公共工事設計労務単価について、技能労務者の減少に伴う労働時給の逼迫傾向や、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ、平成24年度公共工事設計労務単価に比して大幅に上昇させています。国は新労務単価の早期適用とともに、平成25年度4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求できるよう特例措置を定めました。また、国の措置を参考に適切な適用に努めるよう各自治体についても要請しており、東京都においても同様な措置を講じることを定めました。これらを受けて区は、新労務単価を早期適用するとともに、平成25年度4月1日以降に契約を行った工事について、新労務単価に契約変更を行える特例措置を実施することとしました。

ということで、中野中学校の場合においても、この趣旨に基づいて契約金額を変更していくということでもあります。

実際にこの新労務単価の適用でございますが、基本的には今年度工事を実施する分について、新労務単価を適用して再計算させていただいております。

大島委員長

そうしますと、ちょっと確認なのですが、まず契約に事情の変更によっては変更の請求ができる場合があるという第24条という規定があり、そして、その前の契約単価では不相当となった場合にはできるということになっているのだけれども、不相当かどうかということ判断するとき、国からの新労務単価にしろさいというような通知があるので、中野区としても国や都に準じて、それに従わないわけにはいかないという判断があるので、新労務単価による計算をするのだけれども、その範囲はあくまで平成25年4月1日以降の工事についてであって、今まで終わっている過去の分については、さかのぼって単価を上げたりすることではないと。こういう理解でよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。国、都の通知の趣旨に応じて中野中学校の請負工事の金額も変更していくというところでございます。

大島委員長

わかりました。そのほかに何かありますでしょうか。

渡邊委員

通知では平成25年4月1日以降の契約についてとなっていたのですがけれども、契約は25年4月前ですよ。その点についてもクリアはできていると。

副参事（子ども教育施設担当）

契約自体は平成24年度で契約締結されておりますけれども、契約約款に従って、1年後に賃金水準が変わった場合に変更請求ができるということになっておりますので、それでまた、通知の趣旨に応じて判断したということになっておりますので、できるということになります。

渡邊委員

ありがとうございました。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。ほかには質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第21号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、意義ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第3回臨時会を閉じます。

午後7時25分閉会